

## 島根県第三者承継・統合型支援補助金交付要綱

(通 則)

第1条 島根県第三者承継・統合型支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助目的)

第2条 本補助金は、第三者承継により経営資源を引継ぐ取組（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、後継者不在の中小企業者の廃業を未然に防止し、地域に必要な事業の継続、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (3) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (4) 経営資源 会社又は個人事業を営むうえが必要となる有形又は無形の財産をいう。
- (5) 被承継者 自己の有する経営資源の全部又は一部を自己以外の者に引継がせる者をいう。
- (6) 承継者 被承継者から経営資源の全部又は一部を引継ぐ者をいう。
- (7) 親族 被承継者の6親等以内の血族、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、3親等以内の姻族をいう。
- (8) 親族等 親族、被承継者若しくは親族と生計を一にする者及び被承継者の使用人をいう。
- (9) 特別関係者 親族等若しくは親族等（複数の親族等の場合を含む。）が議決権を有する法人及びこれらに相当すると認められる者をいう。この場合において、議決権の保有割合等については、直接的又は間接的に有することにより判定する。

- (10) 資本関係者 被承継者の親会社、子会社、関連会社及びこれらに相当する関係にあると認められる者をいう。この場合において、議決権の保有割合等については、直接的又は間接的に有することにより判定する。

(補助対象経費及び補助対象期間)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限は、別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月28日までとする。

(補助事業者等の要件)

第5条 補助の対象となる事業者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象期間内に被承継者から経営資源を引継ぐ承継者であること。
- (2) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (3) 特別関係者でないこと。
- (4) 申請の日から起算して1年以内において、資本関係者でないこと。
- (5) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。
- (6) 島根県税の滞納がないこと。
- (7) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- (9) 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。
- (10) 競輪・競馬等の競走場又は競技団を行う事業者でないこと。
- (11) 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- (12) 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。

(13) 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。

2 補助の対象となる事業は、次の各号をすべて満たす事業とする。

(1) 補助対象期間内に被承継者から以下の要件を満たす経営資源を引継ぐ事業であること。

ア 県内に本店又は主たる事業所を有すること。

イ 従業員を5名以上雇用していること。

ウ 市町村又は商工会若しくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること。

エ 島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること。

オ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

(2) 経営資源引継ぎの実施手法が株式の譲渡及び取得の場合、実施後は、承継者が議決権の全てを有し、かつ、被承継者は一切の議決権を有しないこととなること。また、この場合、個人が承継者になることはできない。

(3) 経営資源引継ぎの実施手法が株式の譲渡及び取得ではない場合、前号と同様に、被承継者から承継者への経営権の承継が行われていると認められること。

(4) 経営資源引継ぎの実施により、雇用継続を希望する従業員が引き続き雇用されること。

(5) 経営資源引継ぎ後も事業が継続されると認められること。

(6) 国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

(補助金交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、県に申請しなければならない。

2 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 県は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 県は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に県へ補助金交付申請の取下げ(様式第3号)を申請することができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の変更の承認等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ県へ補助事業の変更申請書(様式第4号)を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認可否の回答(様式第5号)を通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6号)により、県の承認を受けなければならない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ中止(廃止)申請の回答(様式第7号)を通知する。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、県から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに遂行状況報告書(様式第8号)と関係書類を添えて、県に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は補助対象期間の末日いずれか早い日までに実績報告書(様式第9号)を県へ報告すること。

(補助金の額の確定)

第14条 県は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者

へ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

(補助金の支払)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けようとするときは、県へ精算払請求書（様式第 10 号）を申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第 16 条 補助事業者は、第 10 条の規定に基づく補助事業の内容及び経費の変更の承認を行った場合、若しくは第 11 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を行った場合又は別表 3 の規定に該当すると判明したときは県へ報告するものとする。

2 県は前項の報告を受けたときは、補助事業者の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

3 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、県へ返還することとする。

(財産の管理及び処分)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が 50 万円以上又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、県へ処分承認申請書（様式第 12 号）を申請し、承認を受けなければならない。

3 県は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第 13 号）を補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(産業財産権等に関する届出)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠

権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（様式第 14 号）を県に提出しなければならない。

（収益納付）

第 19 条 県は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の納付を受けたときは、遅滞なく県に納付すること。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 2 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助率、補助上限及び補助対象経費

補助率	補助上限	補助対象経費
1/2	1,000 万円	株式譲渡契約・事業譲渡契約のうち、施設・設備費等固定資産にかかる譲渡対価、外注費

※補助対象経費の詳細は別に定める

別表 2（第 10 条関係）

補助事業の軽微な変更

変更事由	軽微な変更該当する場合
内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき</li> <li>・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるとき</li> </ul>
経費の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一事業区分内の対象経費へ配分された補助申請額において、いずれか低い額の 10 パーセント以内での流用増減であるとき</li> </ul>

別表 3（第 16 条関係）

補助金の交付決定の取消

補助事業者が、法令、要綱若しくは別に定める規定に基づく県の指示等に違反したとき。
補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき
補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき



別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県第三者承継・統合型支援補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。